

国 都 計 第 1 3 9 号  
平成 3 1 年 3 月 1 9 日

各都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市  
開発許可担当部長殿

国土交通省都市局  
都市計画課長

都市計画法第 3 3 条第 1 項第 8 号の運用について  
(技術的助言)

貴職におかれましては、平素より開発許可行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 3 3 条第 1 項第 8 号に係る運用については、「開発許可制度運用指針の改正について」（平成 2 7 年 1 月 1 8 日付国都計第 1 3 6 号）等において、開発許可の申請者に対し災害の危険性について適切に情報提供を行うこと等を通知しているところです。

近年における災害の激甚化等を踏まえ、改めて上記通知に留意の上、適切に情報提供を行っていただくようお願いします。

また、下記の事項にも留意の上、適切な運用をお願いします。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）に対して、本通知を周知願います。

記

法第 3 3 条第 1 項第 8 号ただし書に規定する「開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるとき」とは、対策工事等により同号に規定する区域が解除される見込みがある場合を想定しているものであること。

なお、同号ただし書を適用して許可する場合には、同号に規定する区域の解除後における危険性について申請者に情報提供することが望ましいこと。